

個人情報ファイル簿

令和5年10月1日作成（ ☐ 開始 ・ ☒ 変更）

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
行政機関等の名称	埼玉県和光市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部 戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく戸籍の記録及び管理を行うため。 住民基本台帳法に基づく戸籍附票の記録及び管理を行うため。 公職選挙法に基づく在外選挙人の記録及び管理を行うため。 相続税法に基づく通知を行うため。 人口統計調査を行うため。 死体（胎）埋火葬許可証の発行のため。 住民基本台帳における支援措置を行うため。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4生年月日・年齢、5印影、6電話番号、7国籍・本籍、8親族・続柄、9婚姻・離婚歴、10出生・死亡日時、11出生・死亡場所、12死因、13火葬場所、14住民票コード、15職業・勤務先、16資格・免許、17身体障害の有無・部位・程度、18傷病名・傷病歴、19治療の内容・方法、20容姿（写真含む）、21同居・別居の別、22公的扶助（生活保護等）受給の有無、23支援措置状況、24宗教	
記録範囲	市内に本籍を置く者（除籍者も含む）、戸籍法に基づく届出の事件本人及び届出人、死亡届のあった事件本人の相続人	
記録情報の収集方法	本人届出、官公庁、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	行政機関内他組織、官公庁、民間（私人・弁護士等）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課 （所在地）和光市広沢1－5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	※1_令和5年10月1日の組織改正に伴い及び「開示請求等を受理する組織の名称」を変更。	